

議会基本条例策定代表者会議

○平成26年8月18日（月曜日）

場 所 第一会議室

出席議員 15名

座 長 森 戸 洋 子 議員
副 座 長 宮 下 誠 議員
中山 克 己 議員
鈴木 成 夫 議員
片 山 薫 議員
渡 辺 ふき子 議員
斎 藤 康 夫 議員
水 上 洋 志 議員
板 倉 真 也 議員

湯 沢 綾 子 議員
白 井 亨 議員
林 倫 子 議員
小 林 正 樹 議員
百 瀬 和 浩 議員
五十嵐 京 子 議員

欠席議員 0名

副 議 長 露 口 哲 治 議員

事務局職員出席者

議会事務局長	加 藤 明 彦	議会事務局次長	飯 田 治 子
議 事 係	猿 渡 正 隆	庶務調査係長	清 水 伸 悟
庶務調査係	前 坂 悟 史		

午前10時05分開会

○森戸座長 小金井市議会基本条例策定代表者会議、第20回目を開催いたします。

まず、素案のたたき台についてであります、前回お持ち帰りいただいております、一つは文書質問制度について、まずご協議をお願いしたいと思います。皆さんの方から意見を頂いておりますので、それぞれの意見表明をお願いいたします。

まず、自民党からお願いします。

○中山議員 合意できないという結論に至りました。従来からの会派意見には変わりありません。また、小金井市議会では文書質問制度を設けなくても、きちんと議会の中で質問できる機会、それから答弁を頂ける保障がされているということを主張いたしておきます。

○森戸座長 続きまして、共産党。

○水上議員 ここに書いているとおりになんです、発言による質疑が基本だということで、この間の議論でも、質疑の機会がない場合に文書質問も考えられるということを考えると、基本的に全議員に質問の機会が一定保障されているということを考えると、現在においては必要ないのではないかと考えます。

○森戸座長 次に、公明党。

○渡辺（ふ）議員 こちらに記入してあるとおりになんですけれども、文書質問は比較的大規模な定数、特に50名以上などの議会で、個々の議員の発言の機会が十分とれない場合に用いられているものと考えております。小金井市議会の場合は、各定例会の一般質問で答弁を含めて1時間の枠が確

保されているほか、8人で構成されている各常任委員会でも十分発言の機会が与えられていると思います。制度上、条件次第では委員外議員の発言も認められております。また、閉会中にも、ほぼ間違いなく常任委員会や特別委員会が開催されており、会派内で連携をとれば、議員の意見を表現する場は確保されているはずであります。したがって、文書質問は不要と考えます。

○森戸座長 民主党、お願いします。

○鈴木議員 集約シートに書かせていただいたとおりで、委員会、本会議とも、議員の発言の機会を十分に与えられていると考えております。なので、現状で十分だと考えています。

○森戸座長 みんなの党。

○百瀬議員 先ほど来、皆さんから出ているように、発言の機会は十分に与えられているというのは、ほかの議会と比べるとそうかなという気はいたします。また、制度設計とかルール作りというのは相当難しいのかなという気はしているんですが、検討課題も多い中、円滑かつ合理的な議会の討議に資する制度ではないかと考えておまして、一般質問でも、現状把握の確認というのは事前に文書で行っていれば、もうちょっと話が一般質問の中で進むという可能性もあるのかなという感じがしておりますので、議場では討議を中心に議事を展開していけば議会の立場が明確になると書かせていただいたのと同時に、議会の活性化という意味で、今すぐ条例に盛り込むというのは多分無理だろうと思っておりますが、今後、議会運営委員会などで通年議会との議論と一緒にこの制度をいろいろ考えていくべきではないかと考えております。

○森戸座長 生活者ネット、林議員。

○林議員 検討課題は幾つかまだ残っていると思うんですけれども、仕組みそのものはあって不都合があるものではないと思いますので、文書質問の条文はあった方がいいと考えています。ごく

まれにだとは思うんですけれども、一般質問や委員会での質問を準備しながら、不測の事態が起って、インフルエンザにかかってしまったとか、事故に遭って入院してしまったというような不測の事態が全く考えられないことはないと思うんです。そういったときに、通告をしていたり、口頭での質問が原則だと思いますけれども、それを文書に切り替えるということで、市民の代弁者としての議員の役目を果たすということでは、これを活用することも可能だと考えていますので、是非文書質問の条文は作っていただきたいと考えています。

○森戸座長 続きまして、改革連合、五十嵐議員。

○五十嵐議員 現状、議員の質問時間は保障されていることや、資料請求もできることなどから、必要性は感じておりません。

○森戸座長 市民自治。

○片山議員 文書質問制度を設けることについては賛成です。こちら、意見を記入していないんですが、前のときにも述べたような理由はありますし、補足して言えば、質問の制度を、また答弁の制度も上げていくということにもつながるのではないかと私は思っていますので、これは今後の検討をしていければと思っています。今の状況から言うと、恐らく一致はしないのかなとは思いますが、これは研究をしていくべき課題だと思っています。

○森戸座長 こがねい市民会議、斎藤議員。

○斎藤議員 賛否の欄が抜けているんですが、すみません、丸にしてください。ここに書いてあるように、基本的には文書質問制度は賛成です。ただ、一定のルールが必要だと考えておまして、特に決定の機関、国会の中では閣議決定という形で出てくるんですが、小金井市の場合どうなるのか。市長の政治的、個人的な見解になるのか。基本的に行政全体の最終結果となるんだろうと思うんですけれども、その辺の調整が必要かなと思っ

ております。

○森戸座長 では、最後に小金井をおもしろくする会。

○白井議員 小金井をおもしろくする会としましては、迷ったんですけれども、結局これを提出する際にいろいろ考えまして、文書質問制度については賛成だという態度表明をさせていただきます。皆さん、十分発言の機会が保障されているということもおっしゃられるんですけれども、確かに発言の機会があること、十分と言えるかどうか分かりませんが、そういう機会があることは私としても認めるところではあります。結局会期というものも3か月に一遍、2か月、間が空く。閉会中にも委員会があって、そこで発言の機会があるとは言うものの、今、いろんな事態が起こる上で、タイミングというのは非常に重要だと思うんです。なので、そういうタイミング、タイミングで必要に応じて行政に対して質問ができるということが一つと、もう一つはオープンにするということが大事だと思うんです。それは質問内容とその回答、それをウェブで即座にオープンにするということ、これが必要だと思っています。

もう一つ、手法としては、この間も協議であったように、非公式でそれぞれの議員が、例えばテーマに疑問を感じたこと、何か問題的なことが起こったときに、各部局に問い合わせて問題解決をしているという事例は日々起きているというのは私も理解しているところですし、私も似たようなことをやっていますが、結局それがオープンにされているかという、されていないところもありますので、2点目としては、オープンにすることを前提にこういった制度を入れるべきだと思っています。

ただ、ここに書いているように、一定のルールをきっちり決めるということが前提であるということと、もう一つは、この会議の場ではこれについて決めるには無理があると思いますので、でき

れば議会運営委員会の議会改革などで丁寧に時間をかけて調査して議論すべきだと思っています。

○森戸座長 今、皆さんから意見表明をしていただきました。これは前回、若干議論はしているかと思いますが、いかがいたしましょうか。くつきりと分かれています。17対7ということで、正副座長としては、これだけ意見が分かれているものなので、白井議員からもありましたけれども、今回の条例に盛り込むのはちょっと難しいようなので、議会運営委員会の中で議会改革として議論をしていただくと。文書質問をやりたいという会派が提案をしていただいて、議会運営委員会で行っていただくというようにまとめさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、そのようにさせていただきます。

ちょっと休憩します。

午前10時16分休憩

午前10時20分開議

○森戸座長 再開いたします。

それでは、続きまして、お手元にあるナンバー47と48、前回協議したものを正副座長でまとめたものを提案させていただきます。

宮下副座長からお願いします。

○宮下副座長 お手元の意見集約シートなんですけれども、ナンバー47と48を前回の議論の内容をまとめて、それで意見集約用紙として出しています。これはさらっと今日ここで確認を行って、丸、バツと意見はまた後日メールか何かで送ってもらおうと、そういう段取りで考えています。

ナンバー47なんですけれども、そこにも書いてあるとおり、ナンバー44のところで議論した続きです。ナンバー44はどうだったかという、多分お手元にあると思いますが、要するに他の条例と

の関連で、この議会基本条例を「最高規範」という形の位置付けをするということ、うんぬんでいろいろ議論したんですよ。その前回の議論を受けて、一定まとめをしたという形になっています。このナンバー47は、一応ここで正副座長から出すという姿勢としては、そこに黒ポツが三つついてます。一つ目のポツが、「最高規範」という表現は前文のみとしてそこに入れるというのが一つ。二つ目のポツは、第1項を「この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会運営における規範的事項を定める」と内容をうたう。次に、第21条第2項のところ、「議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合を図らなければならない」とするということにまとめましたということで、正副座長からの提案をしたいと思っております。

○森戸座長 ということですが、いかがでございましょうか。会派で持ち帰って検討するに当たって分からないことなどがありましたら、ここで質疑をして、もし持ち帰る内容として良ければ、これで確認をさせていただきますが、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 では、続きまして48です。

○宮下副座長 持ち帰る内容としていいかどうかということ聞いていますのでね。

次に、ナンバー48です。これについては、第2班の斎藤班長の方からいろいろご尽力いただきまして、まとめた意見を報告していただきました。それで2班の意見をお聞きして、その内容をもとに正副座長また部局も含めて意見調整なんかもして、最終的にそれを正副座長からの提案という形でこの議会基本条例策定代表者会議の場に提案しなければいけないものですから、それでまとめたものがこのナンバー48です。

この囲いの中を読みますと、これはナンバー39

の続きの部分ですけれども、第14条について、第14条第2項の（2）と（3）を一本化して次の条文とする。ナンバー39の第14条は何だったかというと、これは見ていただければ分かるように、ナンバー39は、第14条として、調査、研修、政策立案ということで出していて、第1項と第2項があって、第2項の中に（1）から（5）までずらっとあったわけです。それについて、一致したものもあれば、これは要検討ということで進めたものもあったという過去の経緯があって、（3）の中に出てくる「議員による政策検討会は設置する」という部分で、（2）の「審査または調査のために必要な機関を設置すること」、この辺の（2）と（3）を含めて第2班の方でいろいろ検討していただいたという経緯があります。

ナンバー48に戻りますけれども、このナンバー48は、（2）と（3）を一本化して、「（2）政策立案のために、政策検討会を設置すること」ということで提案させていただきます。これは（5）まであったものですから、その辺は順送り、番号を変えないといけないものですから、これでオーケーとなれば、番号を変えて順送りをしていくという感じになります。

その下の説明のところですが、2班の結論というところで、1項と2項のところ、第14条（2）、（3）の条文の整理についてということで2班の結論というのが出ていて、その下にも、「運用課題」の「関わる市民等の方の立場の保障」ということで、2班の結論という形で、2班の結論を受けて今回の集約シートを提案させてもらっています。

1項のところですが、第14条（2）、（3）の条文の整理について、2班の結論としては、（2）、（3）を1本の条文とするという形で、「（2）審査、調査または政策立案のために、政策検討会を設置すること」ということで結論を持ってきていただきました。正副座長と調整をし

まして、その結果として、「審査」、「調査」という文言は、委員会で使用する用語ですので、条文の中で重複してしまうのは良くないのではないかと、このまとめとしては、「(2) 政策立案のために、政策検討会を設置すること」という条文にすればいいのではないかと、ここにまとめさせてもらいました。

続いて、2項のところですが、「運用課題」の「関わる市民等の方の立場の保障」ということで、2班の結論として、費用弁償と公務災害の適用を明確にすべきという、要するに市民の方々にもきちんとこういったものを適用させてあげべきではないかという、そういう内容だったかと思います。それを受けて調整をしまして、そこに書いてあるんですけども、市民等に常時委員として参加してもらうとなると、議員と附属機関が合体したような形式になってしまうというようなこともありまして、附属機関の委員の身分、報酬については、集約シートのナンバー39に記載のとおり、総務省の見解がありまして、法の想定していない附属機関の委員報酬の支払い、公務災害等の適用について法的根拠がないということがあります。ということで、これについては難しいのではないかと、このことになっております。

続いて、3項のところですが、政策検討会を要綱により設置して、政策立案するということが可能であると。政策検討会の活動の一環として、一般市民の意見を聴取する場を別途設定して、議会側から出向くこと、そしてまたパブリックコメントを行うということは可能であるという整理をいたしました。しかし、もともと議員は市民の代表として選出されておまして、市政への市民意思の反映は間接民主制がとられているということになっております。

参考人は、利害関係者や学識経験者などから特定の第三者を指名して出席を求める。また、公聴会における公述人は、公聴会の開催の公示を見て

応募した者の中から議会が選定するとなっております。もしくは、議会が自主的に利害関係者、学識経験者を選定すると。だから、公聴会における公述人というのは二通り考えられるということです。二つの方法があるということでもあります。

いずれも、本会議・委員会で活用される制度であるが、一般市民を招致するというよりも、利害関係者や学識経験者から意見聴取を行うということが想定されているということで、これは結構いろいろ長く議論させていただいたんですけども、うちの方の正副座長からの提案としては、こういうまとめ方で提案させてもらいたいということで、一応ご説明させていただきます。

○森戸座長 以上であります。斎藤班長の方から補足があれば、大丈夫ですか。斎藤議員の方からは、事前に2班の皆さんにはメールを送っていただきまして、2班の皆さんにはご了解をいただいているものと思っております。

だから、調査機関を除くということですね。（「(2)と(3)のまとめは」と呼ぶ者あり）一本化してこの中に入れるということですね。

もうちょっと政策検討会のイメージというか、持った方がいいんですね。

○五十嵐議員 そのためにちょっと質問させていただきたいんですが、この政策検討会というのは、結論からして、これは議員だけで委員で参加することなんですか。市民の参加は前提としていないということなんですか。

○宮下副座長 結局そうなるんですね。だから議員がその政策検討会の構成メンバーという形にならざるを得ないかなというのが、いろいろ話し合った中で出てきた形なんですけれども、それで、最後の方に書いてありますけれども、一般市民の意見を聴取するということはいろいろ別途考えられるのではないかと、そこは今後の工夫かなという感じなんですけれども。

○森戸座長 行うとしたら、要所、要所で適切な

時期に参考人制度なりで来ていただいて、一定の報酬や保障をして来ていただくというやり方になるのかなということかなと、委員会の中で、政策検討会で呼ぶということはできないんですね。だから、そこが非常に難しいなど。今までやってきた自由なやり方と、それではないやり方ということですね。

例えば、常任委員会の中に、何々の条例の調査の柱を起こして、委員会が政策検討会になるのか、そこに入っていない会派の人も入ってもらって、委員中心とした政策検討会を開きながら委員会ですら一定の報告をし、そこに例えば参考人招致で来てもらってということではできませんよね。そういうことになっていかざるを得ないのかなと。そういうやり方もあると。一方、手弁当で、市民の方がいいよと言ってくださって一緒にやるということもあると。

○五十嵐議員 一応持ち帰りということになりますよね。次のときまでにまとめると。今の提案としては、議員だけで作る政策検討会であって、それと市民との関わりは、どう工夫していくかというのは次の段階ということになるのかな。そういう提案だということで、内容は了解しました。

○森戸座長 専門家、学識経験者、こういう方のお力を借りるというのも、参考人制度になっていて、調査機関というのはなかなか難しいかなということなんですよ。

○斎藤議員 今、通常にある委員会とか特別委員会に関して言えば、市長からの議案と、プラス、ある会派が提案した議員案という形で検討していくんだと思うんですが、政策検討会というのはどちらかというと、ほぼ議員の中からも一定方向性が一致されたものについて、どうするのか、より深めていくのか、条例化していくのかという形で進めていくのがこの政策検討会かなと思っていて、言ってみれば、この議会基本条例策定代表者会議も政策検討会の一つの形態ではないか

なと思っていて、私はそのようなイメージです。ですから、あとは懇談会という形で市民の皆さんと一緒にできる機会もあると思いますし、今までの食育とかアスベストとかも、そういった検討会があれば、よりスムーズにできたのではないかと考えています。

○森戸座長 ほぼ大枠、全会派が一致するような課題などの問題が多いのかなと思うんですけども、そうではないものかというと、なかなか難しいですよ。アスベストも、あれは全会派ではなかったんです。でも、最終的には全会派一致をさせた、条例提案をされて、修正をかけながら一致をさせていったという形だったかなと思うんですけども、どこまでを政策検討会として持ち込むのかというのは、一定議論は必要かもしれません。

アスベストが自民党とこがねい市民会議、みんなの党でしたか。改選前ですよ。篠原議員も入っていた。（「いろいろ会派が変わるから」と呼ぶ者あり）分からなくなる。会派としては違った。会派としてではない。民主党も入っていらっしやった。（不規則発言あり）そうですね。分かりました。

○片山議員 こちらについての質問というか、持ち帰るための整理をしたいんですけども、基本的に、今まであった食育の懇談会であるとか、何かしらこれまであったものを制度に落とし込みながら、市民も含めてやりやすいような形ができればということで、多分議論を進めていく中でこうなったのかなとは思っているんですが、先ほど座長がおっしゃったような、例えば委員会の中でも提案をして、委員会の中の提案に至る前というのは、また別の場というか、相談があるのかもしれないんですけども、結果的には委員会で提案して政策検討会を作って、そうすると委員会として参考人招致として市民を呼ぶことができるというような筋道も一つはあるというような整理が一つあるわけですね。また、これまでみたいな形も、

こういった制度には乗らないけれども、別にできないことはないというようなこともあるというような、今のところの整理ということになるんでしょうか。ただ、条例というか、何か作っていただくところの政策検討会の提案は、その委員会に所属していない委員から発案されることもある。その辺の、どこでどう提案すればこういう形につながっていくのかというのが何かイメージできればと思います。

○森戸座長 そこまでは想定していないんですね。

○齋藤議員 2班の中で検討したときには、大津市議会の政策検討会の要綱を参考にさせていただきました。そのときに、会派から政策提案を行う場合には、議会運営委員会の協議を経て、賛同の得られたものについて政策検討会議というものを設置するというのと、それから、この条文はちょっとよく分からないところもあるんですけども、検討会議が設置されたときには、議員全員で構成する、この場合は大津市議会政策検討会全体会を同時に設置するという形で、今、言われた、その検討会から漏れる会派というのができるだけないように配慮されているのかなというような印象はありました。ですから、これから要綱を作っていく上で、それぞれの意見を取り入れていけばいいのではないかと考えています。

○飯田議会事務局次長 ただいま齋藤議員からお話がありましたように、大津市議会では一定の運用というのも設置要綱で決めているところがございますけれども、この議会基本条例の中に政策検討会を盛り込むに当たっては、どういう運用をしていくかということを決めておかないと条文化はできないかと考えております。その条例に基づいて詳しい設置要綱などを設けていくことになると思いますが、ご提案なんですけれども、ただいま持ち帰りという形で各会派のご意見を頂くわけですが、その持ち帰りの中で、どういう運用をして

いくかという各会派のご意見も併せて集約させていただければよろしいのかなと思っております。

○森戸座長 ここは正副座長でも具体的なものについては固めてはいないんですね。第2班では大津市議会を参考にしてということで、大津市議会の要綱は皆さんで、大体ホームページを見れば分かりますので、それを参考にさせていただいて検討していただくのかなと思うんですけども、ただ、先ほどもちょっとあったんですが、一つは委員会として条例を全体が議論するというのもあると思うし、委員会に限らずということもありますよね。何でも委員会ということにするんですかね。この政策検討会の会議の公開、非公開、会議録をどうするかということもあります。傍聴をどうするかですね。そういうことについて、それぞれの皆さんはどう考えるかということをもとめていただくとありがたいんですが、どうでしょうか。

○片山議員 今の公開の件は、これは政策検討会という文言で載せるということは、原則公開ということでもよろしいですね。会議録含めてあるんですけども、それは確認だけしたい。

○森戸座長 そうですね。それも含めて、だから会議録をとるか、とらないかも含めてですね。（「条文でうたうということは公開」と呼ぶ者あり）公開が原則だと思うんですが、公開しなくてもいいよということになるかもしれないし、分かりませんが。

では、その辺りも含めて、運用も含めてご検討いただくということでもよろしいですか。イメージは皆さん大体お分かりでしょうか。

○片山議員 これは第2班に質問した方がいいのか、分からないんですが、大津市議会以外の何か参考になるようなものというのはほかであるものなのでしょうか。

○齋藤議員 2班ではそれ以上のことはやっておりません。（「大分市」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 よろしいですか。それでお持ち帰りいただければと思います。

それでは、続いて、先ほどお配りした行政報告などについてであります。

ちょっと休憩します。

午前10時46分休憩

午前10時47分開議

○森戸座長 再開いたします。

続きまして、行政報告をどう位置付けるかというところであります。正副座長でいろいろと協議をさせていただきましたが、一つは、この前の第10条に、市長と議会との関係の中で見ていただきたいんですが、第10条に市長報告というのがあったと思うんです。ごめんなさい。第10条第6項に、「市政の重要事項について、市長等の報告を求めることができる」とあります。これと行政報告を一つにまとめました。したがって、第10条第6項から切り離して、新たに第11条として起こしました。市長報告の方は、「議会は、市の重要事項について、市長等の報告を求めることができる」と。それから第2項として、「前項に定めるもののほか、市長等から、市の事業、課題等について常任委員会で報告を求めることができる」という規定にいたしました。一つにまとめて、「市長等の報告を求めることができる」ということでもいいのではないかということもありましたが、実際に各常任委員会で行政報告という位置付けで行政から報告をされているものがあります。しかも、これは行政サイドはルール化をされているということでもあります。これをどう表現するかということで、正副座長で話し合ったんですが、本来は行政報告については正副委員長と各常任委員会と調整をして報告をされるんだろうと思うんです。しかし同時に、各常任委員会でも、このことは報告をしてほしいということがあれば、その報告を求めることができるという表現にして、行政報告の存在を

明らかにしていくということはどうだろうかということでもあります。本来は、市長報告、行政報告という言葉を入れた方がいいのかもしれませんが、前々回もお話したんですが、他市の行政報告の意味合いが若干、小金井市議会の行政報告の意味合いと違っているということもありまして、条文の中には入れ込まないと。逐条解説の中で、行政報告を意味しているということをうたうということはどうだろうかという提案であります。

以上が正副座長の提案であります。それで、すみません、上の括弧のところなんです、「行政報告」とあるんですが、これは「諸報告」ととりあえずしておいていただけないでしょうか。第11条の上の括弧のところに「行政報告」という題名がついているんですが、これは「行政」をとって「諸報告」としていただければと思います。

（「メールで送るときには「諸報告」にして送ります」と呼ぶ者あり）そうですね、訂正して送りますので。

協議の中では、このほかに法律で決められている報告があります。例えば、財政健全化の報告、土地開発公社の報告、それから情報公開、個人情報に関する報告等がありますが、これらは法律や条例に規定されているということから、この中には入れ込まないというふうにいたしましたということです。

○五十嵐議員 ちょっと文章の言い回しなんですけれども、第2項の方なんです、「前項に定めるもののほか、市長等から」となっているんですけれども、そうすると、「市長等から求めることができる」と、「市長等に」ではないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○森戸座長 そうですね、文章上ね。「市長等から求めることができる」、「市長等から報告を求めることができる」、「市長等から、市の事業、課題等について常任委員会で報告を求めることができる」、「市長等から」でもおかしくないよね。

○小林議員 今の最後の「求めることができる」の終わり方だと、五十嵐議員がご指摘されたような「に」になると思います。「から」だと「受けることができる」という内容になるので、「に」になるのかなど。

○森戸座長 そこはどうするかなんですよね。向こうはルール化して行政報告をします。私たちは、それは情報公開できるものは行政報告でどんどんしてほしいと思うから、「受ける」ということと、私たちからも「求めることができる」という、この二つをどのようにしたらいいかなというのは、ちょっと悩んだんです。もし皆さんの方でいい文章があれば。

では、とりあえず質問がなければ、これで行って、もし皆さんお考えいただいて、いいものがあれば提案していただくということでいかがでしょうか。

○小林議員 提案としては、それでもいいと思いますけれども、今、座長が最後に言われたような、二つの意味があるなら、二つの項に分けた方が取り違えはないのかなとも思います。

○森戸座長 そうですね、「受けるものとする」と。または、「議会からも求めることができる」という二つですよ。

では、その辺りも含めて、「受けるものとする」というのと「求めることができる」という、二つを条文化した方がいいかどうかを含めて持ち帰っていただいていいですか。「受けるものとする」というのと「求めることができる」、これは文章上のあれなので、条文に載せた方がいいかどうかも含めて、一つは条文に載せるかどうか。こういう第11条で起こすかどうかですね。これでいいということであれば、条文上問題がないかどうか。「受けるものとする」、「求めることができる」という二つの文章を入れた方がいいかどうかを含めてご検討いただければと思います。

○片山議員 逐条解説で市長報告、行政報告とい

うのを説明と書いてあるんですが、条文にそのまま書いた方がすっきりするのかなと思いつつ、ちょっと考えているところなんですけれども、例えば、「市長等の報告を求めることができる」よりも「市長報告を求めること」としてしまうのかとか、第2項についても、「常任委員会で行政報告を求めることができる」とか、逐条解説に余り落とさなくてもいいような工夫もしていいのかなとも思いました。

○森戸座長 先ほども言ったんですが、行政報告の意味が、他市は本会議で行政報告をして、原則質疑はしないということで行っているんですね。ですから、条文に載せると、そのことと重なり合う、全国町村議長の行政報告の意味合いと重なってしまうので、ここでは載せないようにしました。基本的には小金井市議会では行政報告も質疑ができていますので、文言を載せてしまうと、間違った解釈になりかねないなというものあって、私も載せた方がいいと思ったんですけれども、載せない方がいいのかなということで、正副座長も判断して載せないとしたんです。市長報告も、市議会によっては質疑しないというところがありますよね。市長報告はあくまで結果報告みたいなものになっているので、小金井市議会のように、途中のものも含めて市長報告せよというようなことというのは、市長報告に対して質疑するというのも、私は個人的にはいいことだと思うんですが、そこまでやっているのだから、これも同じように文言には載せないと思いました。

○小林議員 今、最後に座長が言われたところなんですけれども、この新しい第11条を抜き出したときに、第10条第6項がという話だと思うんですけれども、この第11条が少しもやもやとしたものを指すとなると、第10条第4項、「議会は、市長等の提案する重要な計画、政策、施策等について、その形成過程の説明を求める」という、この辺りも新第11条に乗っかってくるような内容になるか

なと思ってまして、その辺は何か議論されてきたものがあれば。

○森戸座長 これは議論はしていませんね。そうですね、会派で、この第4項の中に入れた方がいいと、第11条に入れた方がいいということであれば、それも一つかなとは思いますが、第4項は、私は小金井市の特質でもあるかなと。それはなぜかと言ったら、情報公開条例で意思形成過程情報も公開することができるという規定を、全国的にはまれな情報公開条例に小金井市議会はなっています。それは議会の修正の中でそういう条例を作っているということからすると、この第4項は非常に重要な役割を果たすかなと思っています。その点で、どこで入れ込んだらいいかということで、もし皆さんの方からご提案があれば、提案をしていただければと思います。それも含めてですね。

そうしたら、一つは条文に行政報告をこのような形で載せるのかどうかですね。それから、載せるとしたら、文章上、「受けるものとする」という言い方、「求めることができる」という、2文で載せるのか、1文だけでいいのかですね。それから、公明党からは、第10条第4項をどうするかということがありまして、そこまで皆さんの方でご検討いただければ、次回早いかなと思いますので、第10条第4項の取り扱いについてもご検討をお願いしたいと思います。第11条に移行させるかどうかですね。よろしいでしょうか。

では、諸報告はそのようにしたいと思います。

次に、第1班の議論していただいた問題についてであります。正副座長と班長と調整をしたものを今、皆さんのお手元に、第4条までを今日報告をさせていただきます。

第1条についてなんですが、議会基本条例策定代表者会議の提案としては、この条例の目的なんですけれども、「議員の責務及び活動原則、議会運営の原則等の議会に関する基本的事項を定める

ことを目的とする」となっていたわけですが、目的の内容を追加いたしました。第1班からは、「定めることによって、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする」ということだったんですが、正副座長との関係で、「議会が市民の負託に応え」というのを入れさせていただいて、このような形になったということがあります。他市の事例を参考にしてはどうかということで、八王子市また調布市の内容が第1班の中で検討をされています。

あと、右端にあるんですけども、第1条のみで章を立てるのはどうなのか。第21条をこちらに移設するかを検討してはどうかというのが第1班の話合いで出てきたものかなと思います。

次に、第2条であります。第2条は、(1)については「透明性」というのをとりました。これは、「公開性」と「透明性」とは同じだということでもあります。したがって、第1班の案にも「透明性」が入っていたんですが、正副座長と班長と調整をして、「透明性」というのをとらせていただきました。

併せて、「市民に開かれ」というのもあったんですが、「公開性」、「公正性」を確保して、「市民に開かれ」というのは同じ文言が続くので、そこを削除いたしまして、「市民に信頼される議会を目指すものとする」という言い方に変更させていただいております。

次の(2)であります、「市民の多様な意見を常に的確に把握し、政策立案等に生かし、市政の反映させるよう努めるものとする」とあったんですが、他の文言では「政策立案」、「政策提言」と分けておりまして、これを明確化した方がいいだろうということで、語句を修正いたしました。

それから(3)であります。これは文章の修正で、「全ての会派が」という位置が少しおかしいという第1班の提案がありまして、これは「全て

の会派が」というのを前に持ってくる。「意見の違いをお互いに尊重し合い、言論の府にふさわしい議会運営に努めるものとする」とさせていただきます。

それから、(4)については、「先例・申合せ」ということで、これを入れさせていただきましたが、第1班の案には、「小金井市議会の運営に関する条例、規則等、及び先例または申合せに基づいて活動するとともに、それらを継続して精査し、必要があれば見直しを行う」ということになっていまして、それをそのまま入れさせていただきましたという形であります。

○飯田議会事務局次長 ちょっとつけ加えて申し上げます。このところで「先例又は申合せ」のところが網掛けになっているかと思うんですけども、正副座長打合せと第1班の班長の話合いで、これを議会基本条例の中に規定するかどうかというのは検討課題ということで話させていただいたんですね。「先例又は申合せ」ということで、もし見せてくださいと言ったときに、見せられる状態かどうかというところで、あくまでこれは内部規律なので、ここにうたわないというのも一つの考え方なのかなということで、お話をさせていただきました。

○森戸座長 ということであります。これは検討が必要だということですね。

あと、議員の活動原則の第3条についてであります。これはほとんど変わっていないのかな。

「市民の福祉の向上を目指す」としていたものを「目指すものとする」という文言の修正、それから(2)も、「条例提案や政策提言」とあるんですが、これも統一をさせるという意味で、「政策立案・政策提言を積極的に行うものとする」ということにするということです。

それから(3)は、文章の修正で、「議員活動に努める」ということよりも、「努めるものとする」と、より強くしたということですね。

それと、第1班からは、調布市にあるような災害時支援、災害時の対応を入れてはどうかということで、第4条に、これは大町市議会を参考に行っているわけですが、「議会は、大規模災害が発生し、小金井市災害対策本部が設置された場合において、当該対策本部を支援するとともに、議会としての確かつ迅速な対応を図るものとする」というものを入れてはどうかということでもあります。実際に小金井市議会の災害時対応マニュアルもあるわけで、この災害時対応マニュアルの内容をどうするかということはあるんですが、とりあえずこれを入れてはどうかということでもあります。

第4条については、号を項に修正いたしました。それで、第1号、第2号を第1項、第2項に分けていくということですね。項がずれていくという形になります。あと、「政策立案等」とあるのを、「政策立案・政策提言」という形に直させていただきましたということでもあります。

今、検討してきたものはこれまでであります。もし事務局また正副座長、班長で補足があれば説明をしていただければと思います。

一応検討するものが幾つかあります。一つは、第1班からの提案なんですけど、第1条のみで、目的ということだけで章を立てるのか。第21条の他の条例等との関係に移設するかを検討するというのも一つであります。

それから、もう一つは、先ほど次長から説明がありましたが、第2条第4号(4)「先例・申合せ」について、条例で規定するかどうかを検討するということです。

それから、新たに第4条で災害時の対応についてという項目を新たに入れたということで、この3点については議会基本条例策定代表者会議で議論しておく必要がある部分だということでもあります。

これについては、今日改めて提案をしましたので、持ち帰っていただいて検討していただくとい

うことでいかがでしょうか。今、意見を述べてと
いっても難しいですよ。第21条との合体をさせ
るところ、第1班の班長、思い出しながら
(不規則発言あり) 思い出せない。

○片山議員 第21条とのことなんですけれども、
これは第1班の提案でしたか。そこが私は不明で、
第21条の議論をしたときにそういう話が出ていた
ということだったのかなと。多分、第1班の議論
の中ではないような気がしているところです。

○森戸座長 そうですね、すみません。正副座長
の話ですね。

○片山議員 今、林議員が見つけてくれましたが、
違和感を感じるという意見はあったということ
です。

○飯田議会事務局次長 一般的な条例の作りとし
て、総則というものがある中で、目的という第1
条しかないとなりますと、第1章も目的とした方
がいいのかなとなる場所なんです。もし総則と
いう形でしたら、もう1条ぐらいつけていくのが
適当かなと前にお話しさせていただきました。

○森戸座長 事務局案でした。失礼いたしました。
それともう一つ、大事なことを私は忘れていて、
第2条の(2)「市長その他執行機関等の事務執
行が適正かつ公正及び効率的に行われているか監
視、評価するものとし、必要と認める場合には適
切な措置を講じるものとする」というのについ
ては、それは削除をされているということは確認
をするということです。

○飯田議会事務局次長 第2条からの削除をして、
第10条の市長と議会の関係のところに移行させ
ておまして、こちらは平成26年3月27日の議会基
本条例策定代表者会議の方で決定いたしております。

○森戸座長 ということになっておりますので、
これは削除するというので提案させていただい
ています。第1班の議論の中では(2)は入って
いたんですよ。「市長その他執行機関等の事務

執行が」という文章は入っていたんですが、これ
は3月の時点で整理をされているということから、
削除をしたということでもありますので、そこを
ご確認いただければと思います。

先ほど事務局から説明がありました。第1章を
総則というテーマにするとしたら、目的の第1条
だけではちょっと耐えられないのではないかと。
むしろ第21条も持ってきて第2条にするとい
うことですよ。他の条例との関係ということで持
ってきてはどうかということでもあります。もしこ
れを総則としないで、第1章、目的ということで
あれば、そういう作りもあるということですよ。
そこはどうでしょうか。皆さん、まず議論で、何
かあればなんです。

○片山議員 今、ナンバー47で提案されている件
ですよ。先ほど正副座長から提案してくださ
っていた、第21条になると思うんですが、第1項、
第2項と二つ分けたところを第1条のところ
に持ってきて何かするとなると、少しまとめ
方がまた変わってくるという気もするので、
その辺がどのように変わっていくのかという
ことによるのかなと思います。多分、前の議
論のところ流山市の条例か何かが出てきた
のかなとは思っているんですけども、第1条、
第2条として、目的と条例との関係という
のがありますよね。こういったものを参考
にしながら行ってというようなことな
んですかね。先ほど提案されたばかりの
ナンバー47というのがあるものだから、
そこ整理が必要かなと。

○森戸座長 そこの整理はまだできていない
ので、単独でこれは、他の条例との関係
というのは提案させていただいています。
だから、ある意味、ナンバー47を前
に持ってくるかどうかということ
ですよ。

○宮下副座長 すみません、今の片山議員
のおっしゃっていることも、そのとおり
だなとは思いますが、いずれにしても
全体がほぼ完成し

たときに、もう一回バランスを見てみないといけないと思っていますので、それは一応分かっているつもりです。

○森戸座長 置き方も正副座長に任せていただくというのは難しいですかね。最終、あとどうするかという話なんですけど、ちょっと休憩します。

午前11時24分休憩

午前11時36分開議

○森戸座長 再開いたします。

まず、第1条の検討課題のところは、また意見集約用紙を出させていただきますので、ご回答を頂ければと思います。これはナンバー47と被るところがありますけれども、それとは別として考えたいということです。

○飯田議会事務局次長 先ほどの意見集約用紙の中に、この第21条を第1章に入れるということも入れ込んでご回答いただいてもよろしいかなと思っています。

○森戸座長 分かりました。では、ナンバー47に入れさせていただいて回答していただくということで、もう一度ナンバー47は書き直して送らせていただきますので、よろしくお願いいたします。事務局の方で直してもらっていいですか。

次です。もう一つ検討しなければいけないのは、第2条の(4)「先例又は申合せに基づいて」ということですが、条例で規定するかどうかを検討するということでもあります。基本的には、先例というものも先例集というのを作っておいた方がいいことはいいわけですね。そこにはまだ至っておらず、ただ、一応ファイルでは、こういう場合にはこういうことをやるという、例えば資料要求は当日ではなく事前に行うべきとか、そういうものは基本的には事務局は持っているんですが、それも、先例としないと言いながら、もう何回か重ねると先例がなくなってしまうような状況もあって、その辺りどう整理するかというのはあるのか

などはと思いますが、いずれにしても先例と申合せは現状は公開していないということです。これをどうするか。事務局の方では、申合せについて公開をした方がよいという全体の一致ができれば、このハンドブックの公開というのはあるというお話ですので、その辺りも含めてどのように整理していくか、ご検討をお願いしたいと思います。

それから、第4条の災害時の対応であります。現状では、市議会ハンドブックに災害時の対応マニュアルが掲載されております。74ページから76ページまでの上部の方にあるんですが、このことは議会運営委員会で確認をされていることでもあります。これは大きな一致点のもとで作ったものです。実は、これよりももっと詳しく、災害時対応マニュアルというのは作ってあります。（「素案」と呼ぶ者あり）素案が作ってあって、それは一致をしなかったんです。ただ、東日本大震災が起こったということと、今後、大規模な震災が起こるという可能性がまだ残っている中で、これでもいいのかどうかという検討は改めてする必要があるのではないかというのは、正副座長でも話し合っているところであります。

一つは、東日本大震災のときには、各議員がそれぞれ市民から聞いて出てきた要望については、会派代表者会議の中で会派として意見をまとめて、そこで市長にも出席していただいて意見や要望を述べたということを行いました。それは、このマニュアルには規定されていないことなんです。それはやらざるを得なかったんです。個々の議員がそれぞればらばらに担当に、あれをやってくれ、これをやってくれと言うと、担当はもっといろんなことで動いているわけで、そうすると担当の事務に支障を来すということがあって、会派代表者会議の中でそれぞれ会派の意見を述べて、それを市長が災害対策本部に持ち帰ってもらったと。その結果報告をまたしてもらおうということをやったわけです。そういうことも含めて、もうちょっと

災害時対応マニュアルは検討していく必要があることはありますので、もし条文に載せるとしたら、その辺りの検討も含めてどうするかという意見を頂ければありがたいと思っておりますので、条文に載せるかどうか。条文に載せるとしたら、現状の災害対応マニュアルでいいのかどうかということのご回答を頂ければと思います。

○飯田議会事務局次長 この災害時の対応について、ご検討いただくときのご参考までに申し上げたいんですけども、こちらの「大規模災害が発生し」となっておりますけれども、この条文は大町市議会を参考に載せさせていただいているところですけども、災害だけなのかと。危機管理の中では、テロですとか、そういったことも入ってまいります。そういったものが発生したときにはどうするかということが1点と、最後の方で、「議会としての確かつ迅速な対応を図るものとする」とございますが、こちらの内容ですね、こういった対応をとるのかということを考えた上で条文に載せるなら載せるという形になろうかと思っておりますので、その辺もご検討方、お願いしたいと思います。

○森戸座長 テロはどうするかという話は。

○飯田議会事務局次長 一般的に、危機管理というものの中では、テロだとかが発生する場合がありますが、ここでは災害のみをうたっているのですが、場合によっては、そういったことが発生したときはどうなんですかというようなことも、市民の方の中には疑問を抱かれる方もいるかと思うんです。そういった危機管理全体の中でこの条文を考えたときに、災害だけでいいのかどうか。あるいは災害だけの対応なのかというところが1点あるのかなと。

○森戸座長 基本的には災害時ということで検討をさせていただければと思うんですけども、テロまで広がってくると、いろいろと中身が、今度は安全・安心まちづくり条例との関わりにもなっ

てくるかなと。あと、今度は細菌問題とか、いろいろ出てきますよね。ウイルス性の病原菌が発生した場合はどうするかということも含めてということになってくると、ちょっと大がかりですよ。どうでしょうか。

○鈴木議員 今、次長の指摘というのはもったもだとは思いますが、それも含めて小金井市議会がどう考えるかというところで考えていけばいいのかなと思うんです。必要があるかないかということも含めて、だから、議会運営委員会で視察した結果、大町市でアイデアを頂いた。その後、総務企画委員会で北上市と石巻市に行ってきましたけれども、通信インフラが途絶したときに議員独自に動けるためのマニュアルが必要という考え方があったようなんです。大町市も同じだと思うんですけども、そのためというふうに目的を絞るか。そこも含めて細かいところでの検討は必要かなと思っています。

○五十嵐議員 基本的なところで、ここは災害時ですけども、危機管理のときもそうだと思うんですけども、とりあえず災害時においては市の対策本部を支援するという基本的な姿勢、先ほど座長がおっしゃったように、ばらばらに動くのではなくて、基本はまず市の対策本部を支援する立場なんですよという基本的な姿勢と、それから「議会としての確かつ迅速な対応」ともう一つあるわけなんですけれども、いずれにしても危機管理を載せるかどうかはともかくとして、危機管理の場合も対策本部という市が作るものを支援するという基本的な姿勢が盛り込まれていればまずいいのかなという思いがあるんです。あと、議会としての対応に関しては、いろいろ課題はあるにしても、ここにマニュアルがとりあえずあるわけですよ。課題は、これは整理しなければいけないとか、直すべきは直さなければいけないというのはあったとしても、まずとりあえずあるわけですよ。そういう意味では、小金井市議会とし

ては「議会としての確かつ迅速な対応」というのが、まずはこれで何とかクリアできるのかなと思っていて、そこの基本的な姿勢が条例に盛り込まれれば、現時点で余りまとめるのに問題はないのかなと思っているんですけども。

○森戸座長 次長はおもんばかって言っていたと思いますが、テロとか、いろんな危機管理までになってしまうと、なかなか一致しなくなる可能性があると思うので、現状は、ここに災害対応マニュアルがあるわけで、このこととということで、もしテロとかの対応をすべきだという、鈴木議員もそういう感じだったんですが、もし必要であれば、それは議会運営委員会の方で議会改革で提案していただいているということかなと思っていて、正副座長としてはテロは考えていないということで、次長はおもんばかって言っていたと思いますので。

○百瀬議員 確認したいんですけども、この災害対策本部というのは今まで作られたことがあるのかということが1点。それと、テロの場合に、この災害対策本部にかわるような何らかの対策本部が設置されるような条例が今の段階であるのかどうか。その2点お願いします。

○飯田議会事務局次長 災害対策本部につきましては、過去、東日本大震災のときにも作られている経過がございます。あと、そういうテロなどにつきましても、危機管理の中に入っておりますので、先ほど座長の方からもございましたように、テロですとか細菌関係の蔓延ですとか、そういったことも危機管理の中に入っております。したがって、まだ確認はしておりませんが、そういったことも含めて危機管理ということになっておりますので、当然そういう本部が設置されるものと思いますが、まだ確認はしておりません。後ほどまた確認させていただきたいと思います。

○森戸座長 国民保護法があって、それに基づく条例があるということだと思うんですが、それは、

日本が万一の場合の武力攻撃とか、そういうことだと思うんですが、それに基づいて小金井市議会がどう対応するかというのは……。

○宮下副座長 次長がおっしゃったことは個人的にはすごくウェルカムなんですけれども、今までの議会の経緯からすると、国民保護法の議論のときには相当議会が意見が割れたというのがあって、それをここに入れ込むのはかなり至難のわざではないかというようなことも考えて、私的には、これはパスして早いところ条例を作りたいというのが正直な思いです。

○斎藤議員 この第4条、これは恐らく提案ということで、このまま入るということではないんだと思うんですよ。と言いますのは、これは大町市議会そのまま持ってきたのか、分かりませんが、災害対策本部との関連というのは、実は小金井市議会の防災マニュアルを作ったときには、それとは別個に、それを支援するという趣旨ではないと明記されていたはずなんです。少なくともそれを作る過程ではそういうことだったんですよ。おのずとこの文章は、災害時の対応という条文を入れることには賛成なんですけれども、小金井市の災害時のマニュアルというのはこういう形で多分対応していないので、入れるとすれば条文を考え直さないといけないと思います。

○森戸座長 おっしゃるように、あくまでも市議会は市議会としての範囲の中での取り決めだということで、この災害対応マニュアルはなっています。ただ、東日本大震災を経る中で、私たちは実体験をし、先ほども言ったような、できる限り支援すると言ったらおかしいけれども、障害にならないように努力してきたということもあって、それが支援すると置き換えられていると思っていたらと思うんですが、この言葉がまずいということであれば、ご提案をまたしていただきたいと思うんですが、支援するということにはならないのか、どうなんですかね。

○鈴木議員 新しい提案だと受け止めています。先ほどお話ししたのは、テロうんぬんということも含めて考えるべきだと。入れるべきだという話をしているのではないので、ここは確認しておきたいところなんです。災害時対応がこういったところに関わってくる、必要だと思っています。ただ、これは新しい提案で、今、斎藤議員が言われたような部分は整理が必要だと思っていて、これは本当は議会改革の中で新たな提案として取り組むべきテーマだとずっと考えていたんです。まだ提案できずにいて申し訳ないと思うんですけれども、そこでの調整というか、整合をどう図るべきかという問題が一つあると思うんです。ただ、今この段階で載せたいという正副座長の提案は受け止めたいと思っています。これは、どこの議会も3・11東日本大震災以降、議会としての何らかの対応が必要だという動きをしているということを知ってきたので、それは反映させたいという思いは同じ思いでいます。

○森戸座長 テロになったら、市議会というよりも、都と国が動くんでしょうね。ちょっとレベルが違うかなと思うんだけど。ただ、危機管理どうするかということを議論しておく必要はあると言えばあると思いますけれども、できる限り平和にいこうということだと思ってしまうんですけれども。

どうしますかね。災害時対応マニュアルについて、議論はこの場ですか、それとも議会改革で議会運営委員会で行っていただくかなんですが。

○五十嵐議員 斎藤議員の意見を聞く限りにおいては、一度議会運営委員会で確認をする必要があるのかなという思いにもなるんですけれども。

○森戸座長 条文は条文として作りながらですよ。災害対策本部を支援するという……。

○斎藤議員 ですから、そのマニュアルの中身になれば、それは議会運営委員会の方でやっていくことですが、現マニュアルをもって今回この議会基本条例の中に入れるとすればどういう文

章を作るかというのは、この場で考える。分けるといいのではないですかね。

○森戸座長 そういうことであるとしたら、現状のマニュアルでいくという中身で考えた場合に、これでいいかどうか。条文どうするか。マニュアルを変えた方がいいということであれば、この議会基本条例策定代表者会議から議会運営委員会の方に投げ掛けておくということはあると思うんですよ。どういたしましょうか。

○小林議員 これは持ち帰りですよ。なので、各会派の意見のまとめの中でだと思ってしまうんですけれども、議会基本条例の中に、あえて3・11を経験した上で、先ほど座長が言われたような課題を受け止めて、どう1条をここに書き込むかという、その目的を各々しっかりと出されれば、その二択のどっちになっていくのかということのはっきりすると思うんです。あくまでも議会は議会として、対策本部を並列にあるべきだと考えるのか。それとも、そうはいつでも非常事態のときには足手まといにならないように、議会としては前回やられたような対応をとっていくんだということだと、こういった書き方になるので、結果的にはマニュアルを見直すとか、その際、要綱にしてしまおうとか、いろんな議論はあると思うんですけれども、内容としてはそんなにそれしていないので、条文としては、今、提案があるような条文でとりあえず制定に向けて進めていくんだというようなこともあり得ると思うんですけれども、基本スタンスが分かれるようであれば、もう少し議論が、集約用紙が出てきた段階である必要があるのかなと思うんですけれども。

○森戸座長 3・11を経た上で、私たちがどう議会としての役割を果たしていくのかということが問われる部分もあると思うので、それらも含めて、この文言でいいかどうかを総合的に皆さんの方でご意見を頂いた方がいいのかなと。その上でマニュアルを見直した方がいいということであれば、

そのご意見も意見集約の中に入れていただければと思いますが、いかがでしょうか。

それで、実は平成17年ぐらいに作ったマニュアル素案というのが残っているんですよ。資料以外の部分が実はあるんです。それを皆さんにメールで送って、あれはメールで送れるのか。

○飯田議会事務局次長 ペーパーとしては確認しておりますが、データがあるかどうかも確認して、ちょっとご相談させていただいてからお送りしたいと思います。

○森戸座長 PDFでも送っていただいて、どういところまでの到達段階に来たかと。これは全会派一致には至らなかったんです。少数の反対意見があって、全会一致にはならなかったものがありますので、それをPDFで送っていただければと思います。では、それでこの災害マニュアルもお願いしたいと思います。

ちょうど12時になったんですが、切りがいいんですが、今、今日の課題は大体終わったんですね。12時を過ぎたんですが、やり上げてしまいたいんですが、いいですか。今日、7時までという予定だったんですが、まだやりますか。では、あと日程を調整すれば終わりなんです、よろしいですか。（不規則発言あり）今、それをこれから検討させていただければ。

冒頭、協議会でも申し上げたように、前文部分は第2班にお任せしたいと思います。第1班から若干意見がいろいろ出ているところもありますよね。それは第1班の作業部会のを渡していただいて、確か第1班は頂いているんですよ。

（不規則発言あり）では、第2班の方でご検討いただければと思いますが、よろしいでしょうか。第2班だけではなくて、もし入りたい、私も入って検討したいという方がいらっしゃったら、どうでしょうか。いいというふうにしますか。

○白井議員 前文の協議をして、かなり時間がたっていますので、そもそも一旦保留になったとき

の論点といたしますか、その辺をできれば整理をどなたかがしていただければと思うんですが。

○森戸座長 前文の。

○白井議員 前文です。

○森戸座長 前文のまとめですね。去年やった、1年前のものでいいですね。それは議会基本条例策定代表者会議の結果報告書を見ていただければ、1年前の、多分出ていますよね。ただ、文章が長いとか、いろいろ意見があったんですよ。（「合議体であると外せとかもあった」と呼ぶ者あり）合議体を外すべきだとか、いろんな議論があったので、事務局の方で出せますかね。（不規則発言あり）では、それでもう一度送ってもらうという、第2班のメンバーの方ですね。

第2班のメンバーに入りたいという方、いらっしゃいますか。どうでしょうか。第2班でいいですか。この作業は9月いっぱいぐらいまでに、どうでしょうか。（「定例会」と呼ぶ者あり）では、10月いっぱいぐらい。スケジュールとの関係で言えば、でも10月いっぱいぐらいかかりますよね。

ちょっと休憩します。

午後0時05分休憩

午後0時20分開議

○森戸座長 再開いたします。

それでは、今後の日程であります、9月19日の予備日に議会基本条例策定代表者会議を1日入れております。その後、10月6日の午前10時から午後5時、10月29日の午前10時から午後5時、11月5日の午前10時から午後5時、それから11月19日の午前10時から午後5時、以上を今後の日程として入れさせていただきますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 それで、今日、持ち帰りの事項については、いつまでにあれですかね。

○飯田議会事務局次長 9月19日が次回の会議に

なっておりますので、その1週間前厳守でお願いしたいと思います。

○森戸座長 ということなので、9月12日が議会基本条例の持ち帰り事項の回答日でありますので、よろしく申し上げます。

今回は、自民党や生活者ネットワークにお持ち帰りいただいている全員協議会などの部分があります。そこを含めて議論をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

皆さんの方からほかにありますか。よろしいですか。

それでは、本日はこれもちまして議会基本条例策定代表者会議を終了いたします。お疲れさまでした。

午後0時22分閉会